

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 5 月 8 日（金）第104号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○調理師法施行細則の一部を改正する規則（※）

（健康増進課取扱い） 1

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第42号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（試験の公告）

第 2 条 法第 3 条の 2 第 1 項に規定する調理師試験（以下「調理師試験」という。）の試験期日，試験場，試験方法，出願期間その他調理師試験の実施に関して必要な事項は，知事があらかじめ公告する。

第 3 条中「調理師試験を」を「調理師試験（法第 3 条の 2 第 2 項の規定により知事が調理師試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下「指定試験機関」という。）が行うものを除く。次条及び第 5 条において同じ。）を」に改め，同条に次の 1 項を加える。

2 指定試験機関が行う調理師試験を受けようとする者は，指定試験機関の定めるところにより，受験の申込みに必要な書類を指定試験機関に提出しなければならない。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。